

災害対策基本法施行令及び大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部 を改正する政令について

1. 背景

在宅勤務等を中心とした働き方をとする職員に対し、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第73号）により、令和6年度から、在宅勤務等手当を支給することが可能となる。

これに伴い、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）及び大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成25年政令第237号）に定められている、災害時に指定行政機関等から都道府県又は市町村に派遣された職員に派遣された職員の給与等に係る規定に在宅勤務等手当を追加する等所要の改正を行う。

2. 改正の概要

（1）災害対策基本法施行令の一部改正（第1条関係）

指定行政機関等から都道府県又は市町村に派遣された職員について、国から在宅勤務等手当の支給を受けることができないこととする。（第18条第1項）

また、都道府県又は市町村において支給した在宅勤務等手当について、国が法令の規定により支給した在宅勤務等手当とみなすことができることとする。（第18条第5項）

（2）大規模災害からの復興に関する法律施行令の一部改正（第2条関係）

関係行政機関から都道府県又は市町村に派遣された職員について、国から在宅勤務等手当の支給を受けることができないこととする。（第42条第1項）

また、都道府県又は市町村において支給した在宅勤務等手当について、国が法令の規定により支給した在宅勤務等手当とみなすことができることとする。（第42条第5項）

3. 施行日

施行日 : 令和6年4月1日